

屋外広告物等安全点検報告書 (屋上広告物)

年 月 日

(報告先) 茨木市長

〒
報告者 住所
(広告物等の所有者等)
氏名

(法人その他の団体にあつては、
所在地、名称及び代表者の氏名)
電話番号

茨木市屋外広告物条例第19条の規定により行った点検の結果は、次のとおりです。

1 広告物等の概要

- (1) 表示 (設置) 場所
(2) 表示 (設置) 設置年月日 年 月 日
(3) 前回許可年月日及び許可番号 年 月 日 茨木市指令 第 号

2 点検結果

点検日 年 月 日

注) 継続申請に伴う点検の点検日は、申請書を提出する日の3月前の日から申請書を提出する日までの日とする。

Table with 4 columns: 区分 (点検箇所), 点検項目, 異常の有無, 特記事項. Rows include 基礎部分・根巻き, アンカーボルト, 支柱・鉄骨構造部, 本体接合部, 表示面板, 額縁 (外周部分), 電材, 電材突出し部材, 附属部材.

上記の点検結果は、事実に相違ありません。

点検者が該当する資格等にチェックしてください。

管理者 住所

屋外広告士

氏名

職業能力開発促進法 (昭和44年法律第64号) 第44条第2項に規定する技能検定のうち、1級広告美術仕上げに合格した者

点検者 住所

屋外広告業の事業者団体が公益目的事業として実施する広告物の点検に関する技術講習の修了者

氏名

(報告書を提出する際は、このページの印刷及び提出は不要)

【記載上の注意】

- 1 「広告物等」とは広告物又は掲出物件をいいます。
- 2 異常の有無の「有」とは、倒壊又は落下のおそれがあるもの等（茨木市屋外広告物条例第8条各号のいずれかに該当するもの）であることをいいます。点検後に必要な改善を行い、当該項目についての異常が無くなったことがわかる写真等を添付してください。
- 3 異常の有無の「経過観察」とは、倒壊又は落下のおそれがあるもの等には該当しないが、良好な状態ではないものをいいます。次回の継続申請の時までに必要な改善を行ってください。
- 4 点検する屋外広告物等に点検項目に該当する部分がない場合は、当該項目に斜線を引いてください。